

平成 19 年 4 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 プロスペクト・レジデンシャル投資法人
 代 表 者 名 執行役員 岡田 壮夫
 (コード番号：8969)
 投資信託委託業者名
 プロスペクト・レジデンシャル・アドバイザーズ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 真 木 剛
 問 合 せ 先 取締役財務部長 依 田 康
 TEL. 03-5221-8080

(訂正)「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

プロスペクト・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が、平成 19 年 3 月 16 日付で公表致しました「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」添付の「第 3 回投資主総会招集ご通知」に記載されている、平成 19 年 4 月 11 日開催予定の第 3 回投資主総会に付議する予定の規約の変更に関する議案の一部を訂正することといたしましたので、当該訂正の内容について下記のとおりお知らせいたします。(訂正箇所は下線にて表示しております。)

記

訂正箇所 9 頁 第 1 号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容

〔正〕

現行規約	変更案
<p>第 28 条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、第 26 条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (2) 次に掲げる各資産(以下、併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称する。)</p> <p>(記載省略)</p> <p>(記載省略)</p> <p><新設></p> <p>不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>当事者の一方が相手方の行う(1)又は(2)乃至 に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約す</p>	<p>第 30 条 (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. 本投資法人は、第 28 条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 次に掲げる各資産(以下、併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称する。)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>地役権</p> <p>不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>当事者の一方が相手方の行う(1)又は(2)乃至 に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約す</p>

<p>る契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>（記載省略）</p> <p>(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称する。）</p> <p>優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。）</p> <p>投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。）</p> <p>特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（上記(2)、又は__に掲げる資産に該当するものを除く。）</p>	<p>る契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>(3) 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」と総称する。）</p> <p>優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。）</p> <p>投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。）</p> <p>特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券）（上記(2)、又は__に掲げる資産に該当するものを除く。）</p>
---	--

【誤】

現行規約	変更案
<p>第28条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2) 次に掲げる各資産（以下、併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称する。）</p> <p>（記載省略）</p> <p>（記載省略）</p> <p><新設></p> <p>不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>当事者の一方が相手方の行う(1)又は(2)乃至__に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p>	<p>第30条（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第28条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) 次に掲げる各資産（以下、併せて「不動産同等物」と総称し、不動産及び不動産同等物を併せて「不動産等」と総称する。）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>地役権</p> <p>不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>当事者の一方が相手方の行う(1)又は(2)乃至__に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p>

(記載省略)	(現行のとおり)
<u>(3) (記載省略)</u>	<u>(3) (現行のとおり)</u>

以上

本投資法人のホームページアドレス [http:// www.prospect-reit.co.jp](http://www.prospect-reit.co.jp)